

新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">木密地域私道等無電柱化推進事業制度要綱</p> <p style="text-align: right;">4都市整防第 680 号 令和 4 年 12 月 22 日</p> <p>第 1 目的 中略</p> <p>第 2 用語の定義 中略</p> <p>八 電線管理者 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電事業者及び同項第 13 号に規定する特定送配電事業者（以下「<u>関係電気事業者</u>」という。）並びに電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者（以下「<u>関係電気通信事業者</u>」という。）（道路上の電柱や電線を設置及び管理して同法第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）をいう。</p> <p>九 電線類 電線管理者が電気及び通信等の供給を行うための電線、通信線などのケーブルをいう。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 木密地域私道等無電柱化推進事業</p> <p>第 3 施行者 木密地域私道等無電柱化推進事業の施行者は、重点整備地域の所在する区又は無電柱化を希望する土地所有者とする。</p> <p>第 4 施行路線 木密地域私道等無電柱化推進事業は、重点整備地域に所在する私道等を対象とし、次の要件のい</p>	<p style="text-align: center;">木密地域私道等無電柱化推進事業制度要綱</p> <p style="text-align: right;">4都市整防第 680 号 令和 4 年 12 月 22 日 <u>改正 4都市整防第 924 号</u> <u>令和 5 年 3 月 30 日</u></p> <p>第 1 目的 中略</p> <p>第 2 用語の定義 中略</p> <p>八 電線管理者 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電事業者及び同項第 13 号に規定する特定送配電事業者並びに電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者（道路上の電柱や電線を設置及び管理して同法第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）をいう。</p> <p>九 電線類 電線管理者が電気及び通信等の供給を行うための電線、通信線などのケーブルをいう。</p> <p><u>十 整備地域 防災都市づくり推進計画において指定された整備地域をいう。</u></p> <p><u>十一 防災再開発促進地区 東京都市計画防災街区整備方針において指定された防災再開発促進地区をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 木密地域私道等無電柱化推進事業</p> <p>第 3 施行者 木密地域私道等無電柱化推進事業の施行者は、重点整備地域、<u>整備地域及び防災再開発促進地区</u>の所在する区又は無電柱化を希望する土地所有者とする。</p> <p>第 4 施行路線 木密地域私道等無電柱化推進事業は、重点整備地域、<u>整備地域及び防災再開発促進地区</u>に所在する私道等を対象とし、次の要件のいずれかに該当するものとする。</p>

<p>ずれかに該当するものとする。</p> <p>中略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和4年12月23日から施行する。</p>	<p>中略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和4年12月23日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正前の要綱に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業とみなす。</u></p>
<p>木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付要綱</p> <p>4 都市整防第 680 号 令和4年12月22日</p> <p>中略</p> <p>第6 補助金の交付申請等及び交付決定</p> <p>1 この要綱に基づく補助を受けようとする申請者は、知事が指定する日までに東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付申請書（様式第3号。<u>以下「交付申請書」という。</u>）に、別記様式1-1から1-2までのうち該当する様式又は認定申請書の写し等を添付し、知事に申請するものとする。</p>	<p>木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付要綱</p> <p>4 都市整防第 680 号 令和4年12月22日 <u>改正 4 都市整防第 924 号</u> <u>令和5年3月30日</u></p> <p>中略</p> <p>第6 補助金の交付申請等及び交付決定</p> <p>1 この要綱に基づく補助を受けようとする申請者は、知事が指定する日までに東京都木密地域私道等無電柱化推進事業補助金交付申請書（様式第3号）に、別記様式1-1から1-2までのうち該当する様式又は認定申請書の写し等を添付し、知事に申請するものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正前の要綱に基づき行われている事業については、この要綱で定める事業とみなす。</u></p>

(別表1)

1) 施行者が区の場合

ア 補助対象及び補助対象事業費

補助対象	内 容	補助対象事業費
① 調査費	私道等における無電柱化の現況調査等に要する費用	①から⑥までの費用の和
② 測量費	私道等における無電柱化に必要な測量等に要する費用	
③ 設計費	私道等における無電柱化の必要な設計に要する費用	
④ 工事費	私道等における無電柱化の整備に要する費用	
⑤ 用地費	私道等における無電柱化の整備に必要な施設を設置するために必要な用地の取得に要する費用	
⑥ 補償費	私道等における無電柱化の整備によって生じる支障物移設に要する費用	

イ 補助率（負担割合）

補助金額は、補助対象事業費に次の補助率を乗じた額とする。

なお、国費補助及びその他都費補助がある場合は、それらの補助金額を除く全てを補助

都
10/10

2) 施行者が土地所有者の場合

ア 補助対象及び補助対象事業費

補助対象	内 容	補助対象事業費
① 調査費	私道等における無電柱化の現況調査等に要する費用	①から③までの費用の和
② 測量費	私道等における無電柱化に必要な測量等に要する費用	
③ 設計費	私道等における無電柱化の必要な設計に要する費用	

イ 補助率（負担割合）

補助金額は、補助対象事業費に次の補助率を乗じた額とする。

(別表1)

1) 施行者が区の場合

ア 補助対象及び補助対象事業費

補助対象	内 容	補助対象事業費
① 調査費	私道等における無電柱化の現況調査等に要する費用	①から⑦までの費用の和
② 測量費	私道等における無電柱化に必要な測量等に要する費用	
③ 設計費	私道等における無電柱化の必要な設計に要する費用	
④ 工事費	私道等における無電柱化の整備に要する費用	
⑤ 用地費	私道等における無電柱化の整備に必要な施設を設置するために必要な用地の取得に要する費用	
⑥ 補償費	私道等における無電柱化の整備によって生じる支障物移設に要する費用	
⑦ 計画費	私道等における無電柱化の計画を作成する際に要する費用	

イ 補助率（負担割合）

補助金額は、補助対象事業費に次の補助率を乗じた額とする。

なお、国費補助及びその他都費補助がある場合は、それらの補助金額を除く全てを補助

都
10/10

2) 施行者が土地所有者の場合

ア 補助対象及び補助対象事業費

補助対象	内 容	補助対象事業費
① 調査費	私道等における無電柱化の現況調査等に要する費用	①から③までの費用の和
② 測量費	私道等における無電柱化に必要な測量等に要する費用	
③ 設計費	私道等における無電柱化の必要な設計に要する費用	

イ 補助率（負担割合）

補助金額は、補助対象事業費に次の補助率を乗じた額とする。

なお、国費補助及びその他都費補助がある場合、それらの補助金額を除く全てを補助

都
10/10

なお、国費補助及びその他都費補助がある場合、それらの補助金額を除く全てを補助

都
10/10